

# 障がい等のある方への特別措置制度

サーティファイ認定試験事務局

策定に伴う参考	視覚障害	聴覚障害	聴覚障害	肢体障害								精神障害	発達障害	
			1級5級は該当なし 1級は言語障害を伴う	1級5級は該当なし 1級は言語障害を伴う	「4級以上で著しく書字が困難」は英検の基準			2級は10分以上の座位が不能、	4級、6級なし。3級、5級あり。	乳児期の脳性まひほかでは基準が特にならない		言語障害等神経障害	統合失調症・気分障害・高次脳機能障害を含む器質性精神障害、てんかん	自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害
障害の内容					上肢	上肢	体幹	体幹	脳原生運動障害等	下肢	その他			
	対象者	6級以上	左以外の視覚障害	6級以上	左記述以外	4級以上	左記以外の上肢の障害	2級以上	左記以外の体幹障害	上肢不随意運動のため書字が著しく困難		左記以外の肢体障害		
措置内容	その他 詳細 注意事項			音声を伴う試験の場合、原則60デシベル以上										
試験時間の延長	最大1.5倍～1.3倍	○	-	-	-	○	-	○	-	△	-	-	-	-
	1.3倍以下	-	-	-	-	△	○	△	○	△	-	-	-	-
試験の一時中断(延長との併用はできない)	必要に応じて最大30分中断。 ※知識・実技等試験が2種以上の場合も合わせて30分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
点字による問題・解答 点字による問題・解答 点字による問題・解答		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問題冊子の拡大	A4→A3 拡大率は141%	○	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
問題冊子に直接解答を記入		○	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
マークシート用紙に転記	※マークシート記入が困難な場合、受験者が解答用紙に記入した解答を実施責任者が転記	○	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
ディスプレイ解像度の変更	「中」	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ディスプレイの拡大等	1125%	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
注意事項等の文書による配布	※試験監督が口頭で指示する事項を文書にして配布	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補助具の持参使用 ルーペ、拡大鏡等		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
照明器具	※会場により使用できない場合があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補聴器		-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人工内耳		-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッドフォン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
車いす		-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○
デジタル耳栓		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
マウス		-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○
その他の持参使用 ( )		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
座席の優先(前列または別室)、座席の配慮※試験会場により異なる★		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	△	-	-
移動への配慮★		-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	△	-	-
介助者の同伴	※試験室入口まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
大きめの声での配慮★	※質問等に大きな声で対応するなどの配慮	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発話への配慮★		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	上記障害以外の不自由がある場合は、サーティファイ認定試験事務局までご相談ください。													

※上表において、「○」は許可対象、「-」は許可対象外、「△」は個別判断案件を示す。

※上表「障害の内容」において、★は会場との連携が必要。